

社会福祉法人伸こう福祉会 クロスハートワーク戸塚 就労継続支援B型
重要事項説明書

(2025年 4月 1日現在)

この重要事項説明書は、クロスハートワーク戸塚が提供する就労継続支援B型サービスについて、利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条並びに障害者総合支援法に基づく、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

1 事業者の概要

名称	社会福祉法人 伸こう福祉会
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	横浜市栄区公田町 1 0 2 0 - 5
電話番号	0 4 5 - 8 9 6 - 1 2 3 4
代表者氏名	理事長 高田 益江

2 事業所の概要

事業所の名称	クロスハートワーク戸塚
事業所の所在地	横浜市戸塚区戸塚町２４８７－１
事業所の電話番号	TEL０４５－３９２－７２２１ FAX０４５－３９２－７２２６
管理者（施設長）	山中　佳
サービス管理責任者	山中　佳
事業所番号	１４１１００１０４１（２０１７年７月１日指定）
主たる障害者	知的障がい者・精神障がい者
サービス提供地域	神奈川県全域
サービス提供曜日・時間	営業日 原則として月曜日から金曜日 営業時間 午前８時半から午後５時半 サービス提供時間 午前９時から午後４時 休業日 原則として土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始 臨時休業 災害もしくは不測の事態が生じた場合
定　　員	２０人
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正かつきめの細やかな就労継続支援Ｂ型サービスの提供をします。
目　　　的	利用者が自立した日常生活または社会生活が営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切且つ効果的に行います。
職員への研修の実施状況	研修計画に基づき実施します。
第三者評価の実施の有無	有（直近の評価日　　年　　月　　日） ・ ㊦

3 事業所の職員体制

職 種	常勤(人)	非常勤(人)	合計人数
管理者	1		1
サービス管理責任者	1	0	1
職業指導員	2	1	3
生活支援員	1	2	3
目標工賃達成指導員	1	0	1

4 職員の勤務体制

職 種	勤務体制
管理者（施設長）	常勤職員の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）で勤務。
サービス管理責任者	同上
職業指導員	常勤職員は同上。 非常勤職員は週４日勤務で８：３０～１７：３０のうち４時間勤務（土曜・日曜・祝日は除く）
生活支援員	常勤職員は同上。 非常勤職員は週４日勤務で８：３０～１７：３０のうち４時間勤務（土曜・日曜・祝日は除く）

5 施設、設備等の概要

建物	構 造	木造２階建
	敷地面積	３８０．２０㎡
	延床面積	３６７．１１㎡
設備の種類	部屋数	備 考
生活指導室	１	
作業室	１	
静養室	１	
相談室	１	
トイレ	男女各１	多目的トイレ１
その他		パン工房、調理場、浴室、更衣室

6 サービスの内容

① サービスの種類及び内容

サービスの種類	内 容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や、利用者の心身の状況を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
生産活動	利用者の障がいの特性を踏まえ実施します。 作業内容 軽作業、自主製品の製造、清掃作業等 利用者の作業能力等に応じた作業量を設定します。 月・火・水・木・金 9：00～16：00
工賃の支払い	事業収入から事業に必要な経費を控除した額を、工賃規定に基づいて支払います。
交通費の支払い	交通費申出書に基づき、1か月の通所日数×往復運賃と定期運賃を比較し、もっとも安価な運賃を支払います。
食事サービス	（食事時間）昼食12：00から13：00 適切な栄養量及び内容の食事提供を行うことで必要な栄養管理を行います。
健康管理	日常生活上必要な体調管理や与薬、その他必要な管理、記録を行います。 また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。 ・年1回健康診断を行います。（日程は別途ご連絡します） ・昼食時や行事等での服薬の必要な方には、服薬介助を行います。
訓練	就労生活に必要な知識・能力の向上の為に必要な訓練を行います。 また、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
家庭訪問支援	常時サービスを利用している利用者が心身の状況により、5日以上連続して利用がなかった場合は、居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として合意の上で支援を行います。
実習の実施	指定就労継続支援B型に係る個別支援計画に基づいて、利用者の就労に対する意向及び適正を踏まえ関係機関と連携し実習の受入先の確保に努めます。
求職活動の支援等の実施	個別支援計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、その他、利用者が行う求職活動が円滑に行えるよう支援します。
職場への定着のための支援の実施	障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6ヶ月以上、職業生活における相談等の支援を継続します。

＜サービスの概要＞

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づき行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者に交付します。

② 地域との連携

地域住民との交流	地域の活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めます。
ボランティア団体との交流	ボランティア希望者を、積極的に受け入れます。

③ 衛生管理等

利用者の使用する施設、その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

④ 社会生活支援、余暇活動支援

生活活動	買い物訓練、移動訓練等を行います。
スポーツ活動	月 1 回程度、軽運動を実施します。
行事	レクリエーション・クリスマス会・施設公開等を行います。

⑤ 家庭との交流

会報の発行	施設便り（毎月発行）、法人機関誌（年 1 回）
保護者会の開催	原則、年 1 回以上行います。

⑥ 障がい福祉サービスの支給申請の援助

障がい福祉サービスの支給決定期間終了後も継続して支援を受ける事ができるよう、再度支給決定を受けるための申請を行う際に、必要な援助をします。

⑦ 個別支援計画

- （１）事業者は、効果的かつ適切なサービスを行うため、利用者の意向を把握し、サービスの目標及び達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ個別支援計画を作成します。
- （２）個別支援計画は、６ヶ月に１度改定するほか、必要に応じて見直す事とします。
- （３）個別支援計画の作成および変更に際しては、利用者に説明と交付を行い、文書により同意を得ます。

７ 利用料金

① 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市長から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払い頂きます。（定率負担または利用者負担額といいます。）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害者福祉サービス受給者証をご確認ください。

② 自己負担額

施設では利用者の健康を考慮した給食を提供しています。1食320円を負担して頂きます。その他、個人的にかかる費用・その他実費についても利用者の負担となります。

8 利用者の記録及び情報の管理等

① 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了5年間保管します。

※回覧、閲覧ができる窓口業務時間は平日9：00～17：00です

② 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市長及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供をいたします。

9 サービス利用の中止

① 利用者は、事業者に対して（7日間の予告期間をにおいて）文書で通知することによりこの契約を解除することができます。

② ①に関わらず次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

ア 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

イ 事業者が守秘義務に反した場合

ウ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

③ 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間をにおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

ア 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金の支払いについて催告したにもかかわらず、定められた期間内に支払われない場合

イ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

ウ 利用者が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合

エ やむを得ない事情により施設を廃止または縮小する場合

④ 利用者の支給決定が取り消された場合又は支給申請を行った結果、不支給となった場合は、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。なお、経過措置期間中の7. 利用料金の取り扱いについては、別途協議の上、決定します。

⑤ 次の場合は、連絡がなくとも施設の利用承認は自動的に終了します。

ア 利用者が亡くなった場合

イ 利用者が他の施設等に入所した場合（施設入所支援及びグループホームへの入所を除く）

ウ 事業者が就労継続支援B型事業所としての指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

1 0 当施設利用に際し留意いただきたい事項

施設内の利用	施設内の設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただく事があります。また、他の利用者に損害を与えた場合はその賠償をしていただく事があります。
宗教活動等	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動等のご遠慮ください。
売買活動等	施設内で利用者個人間での販売活動はご遠慮ください
貴重品の管理	自己責任において管理していただきます。その際は、支援員が援助します。
喫煙について	全館禁煙となります。

1 1 緊急時の対応方法

利用者のけが等があった場合は、協力医療機関または利用者の指定する医療機関に連絡する等必要な処置を講ずる他、下記のご家族等へすみやかにご連絡します。

ご家族等緊急連絡先

氏名	①	②
住所	①	②
電話番号	①	②
続柄	①	②

1 2 協力医療機関

当施設が定めている協力医療機関は次の通りです。

医療機関名	医療法人横浜平成会 平成横浜病院
住所	〒244-0003 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 550 番地
電話番号	0 4 5 - 8 6 0 - 1 7 7 7
診療科目	内科・神経内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・外科 泌尿器科・皮膚科・整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科 眼科・歯科・歯科口腔外科・麻酔科・耳鼻咽喉科・小児科・脳神経外科

1 3 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「消防計画」により対応します。
防火管理責任者	山中 佳
避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。
防災装置	自動火災報知設備、防排煙設備、誘導灯及び誘導標識、屋内消火栓設備、消火器等法令で規定された設備

14 この契約に関する苦情、相談窓口、および虐待に関する相談、通報、届出窓口

【事業所ご利用相談・苦情窓口】

担当者	苦情解決責任者：管理者 山中 佳 苦情受付担当者：榎並 裕幸
電話番号	045-392-7221
受付時間	9：00～17：30（土曜・日曜・祝日を除く）

【当施設の虐待に関する相談窓口】

担当者	管理者 山中 佳
電話番号	045-392-7221
受付時間	9：00～17：30（土曜・日曜・祝日を除く）
取り組み状況	当施設は虐待防止委員会を設置・開催し、虐待防止に取り組んでいます。 また、身体拘束適正化の為に委員会を設置・開催し、身体拘束適正化の為に指針を整備し、職員研修等に取り組んでいます。

【当施設以外の相談窓口】

担当部署	法人本部
電話番号	0120-283-027
受付時間	9：00～18：00

担当部署	伸こう福祉会 第三者委員 生田目昭彦氏（社会福祉士） 深谷安子氏（保健学博士、看護師）
電話番号	0120-283-027
受付時間	平日12：00～21：00 平日以外9：00～17：00

担当部署	戸塚区役所 高齢・障害支援課
電話番号	045-866-8463

担当部署	横浜市健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係
電話番号	TEL045-671-3607 FAX045-671-3566

担当部署	横浜市福祉調整委員会
電話番号	TEL045-671-4045 FAX045-671-5475

【横浜市の虐待に関する相談・苦情窓口】

担当部署	横浜市障害者虐待防止センター （横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課）
電話番号	045-662-0355 FAX 045-671-3566
受付時間	24時間 365日 対応

【川崎市の虐待に関する相談・苦情窓口】

担当部署	川崎市障害者虐待通報・届出受付専用ダイヤル／専用FAX (川崎市健康福祉局障害保険福祉部障害計画課)
電話番号	045-662-0355 FAX 045-671-3566
受付時間	24時間 365日 対応

【神奈川県相談・苦情窓口】

担当部署	神奈川県障がい者権利擁護センター
電話番号	046-265-0604 FAX 046-265-0604
受付時間	9:00～17:00 (土曜・日曜・祝日を除く)

また、神奈川県社会福祉協議会に設置された「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や県と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	045-311-8861
受付時間	9:00～17:00 (土曜・日曜・祝日を除く)

年 月 日

就労継続支援B型サービスの利用契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払方法を含め、本書面に基つき、重要な事項を説明し、交付しました。

事業者（住所）横浜市戸塚区戸塚町2487-1

（名称）クロスハートワーク戸塚 印

（説明者）

氏名 印

就労継続支援B型サービスの利用契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払方法を含め、本書面に基づく重要な事項について事業者から説明と交付を受け、同意しました。

利用者（住所）

（氏名） 印

（代理人または立会人等）

（住所）

（氏名） 印